



目次

告示 ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課) 1
- 建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課) 1
- ◎告示(指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部改正 (〃) 1
- ◎建築士法による都道府県指定登録機関の名称の変更の届出 (〃) 1
- 公有水面埋立ての免許 (港湾・海岸課) 1

高知県公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施 2

高知県選挙管理委員会告示

- ◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 (5・9掲示) 4
- ◎告示(農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正 (〃) 4
- 政治団体設立の届出 5
- 政治団体異動の届出 5
- 政治団体解散の届出 6

入札公告

- 一般競争入札(一般校務用ノート型パソコンの借入れ)の公告 (教育委員会事務局高等学校課) 6

-----

告 示

-----

高知県告示第334号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年5月1日	エミナ合同会社 室戸市吉良川町甲1952番地7	居宅介護支援事業所ハヤシ 室戸市吉良川町甲1947番地1 居宅介護支援事業

高知県告示第335号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大桶字岩崎	甲1195番1の一部 (ただし、次の図に示す部分に限る。) 甲1195番2	4.90	34.98	「次の図」は、省略し、高知県土木建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

高知県告示第336号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号(指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部を次のように改正し、平成26年5月26日から施行する。

平成26年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中「東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階」を「東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階」に改める。
- 2 中「(1) 株式会社建築構造センター本社

東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階」を

「(1) 株式会社建築構造センター本社  
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階」に、

「(7) 株式会社建築構造センター長崎事務所  
長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号」を

「(7) 株式会社建築構造センター長崎事務所  
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階」に、

「(10) 株式会社建築構造センター沖縄事務所  
沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室」を

「(10) 株式会社建築構造センター沖縄事務所  
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階」に改める。

高知県告示第337号  
建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせている高知県指定登録機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更前及び変更後の高知県指定登録機関の名称  
(変更前) 社団法人高知県建築士会  
(変更後) 公益社団法人高知県建築士会
- 2 高知県指定登録機関の住所  
高知市本町四丁目2番15号
- 3 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地  
高知市本町四丁目2番15号
- 4 変更年月日  
平成26年4月1日

高知県告示第338号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成26年5月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高知市仁井田新築4319番地

<p>新高知重工株式会社 代表取締役社長 入佐 晃</p> <p>2 埋立区域</p> <p>(1) 位置 高知市仁井田字新築4319番及び4652番地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点16と点1とを結ぶ平成25年の秋分の日の満潮位(DLプラス1.86メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 点1 基点A(街区三角点2038A 北緯33度31分02秒、東経133度33分53秒)から132度03分38秒270.04メートルの地点 点2 点1から181度07分33秒46.48メートルの地点 点3 点2から271度07分33秒8.70メートルの地点 点4 点3から1度07分33秒1.00メートルの地点 点5 点4から271度07分33秒36.60メートルの地点 点6 点5から181度07分33秒1.00メートルの地点 点7 点6から271度07分33秒1.50メートルの地点 点8 点7から1度07分33秒0.72メートルの地点 点9 点8から271度07分33秒21.98メートルの地点 点10 点9から1度07分33秒45.62メートルの地点 点11 点10から91度32分18秒1.86メートルの地点 点12 点11から90度59分21秒23.17メートルの地点 点13 点12から181度09分49秒23.04メートルの地点 点14 点13から91度53分58秒3.56メートルの地点 点15 点14から91度45分40秒37.26メートルの地点 点16 点15から1度09分30秒23.60メートルの地点</p> <p>(3) 面積 2,186.79平方メートル</p> <p>3 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位置 高知市仁井田字新築4319番及び4652番地内並びに同市仁井田字新築4319番、4312番、4312番4及び4652番地先の公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点トと点イとを直線で結んだ線により囲まれた区域 点イ 基点A(街区三角点2038 A 北緯33度31分02秒、東経133度33分53秒)から143度46分09秒221.37メートルの地点 点ロ 点イから1度13分58秒170.27メートルの地点 点ハ 点ロから91度21分11秒75.47メートルの地点 点ニ 点ハから180度00分00秒329.44メートルの地点 点ホ 点ニから270度00分00秒94.27メートルの地点 点ヘ 点ホから0度00分00秒160.30メートルの地点 点ト 点ヘから91度32分18秒15.14メートルの地点</p>	<p>(3) 面積 28,252.16平方メートル</p> <p>4 埋立地の用途 製造業用地</p> <p>5 免許年月日 平成26年5月1日</p> <p style="text-align: center;">----- 公安委員会告示 -----</p> <p>高知県公安委員会告示第11号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。 平成26年5月23日 高知県公安委員会委員長 島田 京子</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所</p> <p>(1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)</p> <p>(2) 種別 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。) イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)</p> <p>(3) 実施期日 ア 新規取得講習 平成26年7月1日(火)から同月9日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間 イ 追加取得講習 平成26年7月7日(月)から同月9日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習</p>	<p>受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。 (2) 事前申込みの受付期間 ア 平成26年6月2日(月)及び3日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。</p>
---	---	---

<p>なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成26年6月4日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続      受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間      平成26年6月9日（月）から同月11日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。      なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先      高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p>	<p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法      受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。      なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法      講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。      なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託      講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>	
---	--	--

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第29号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成26年5月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

〃	室戸勤労者体育センター	室戸市室津2186番地1	〃
〃	室戸市立吉良川保育所	室戸市吉良川町甲3039	〃

及び

〃	菜生保育所	室戸市室戸岬町5768の4	〃
〃	室戸市立大谷老人憩の家	室戸市浮津227番地	〃

を削る。

**高知県選挙管理委員会告示第30号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号（農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成26年5月9日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

〃	室戸市立吉良川保育所	室戸市吉良川町甲3039	〃
〃	菜生保育所	室戸市室戸岬町5768の4	〃

を削り、

〃	室戸市立大谷老人憩の家	室戸市浮津227番地	〃
土佐市	土佐市立高岡市民館	土佐市高岡町甲1055番地の2	〃

を

〃	室戸市保健福祉センター	室戸市領家87番地	平成26年5月9日
---	-------------	-----------	-----------

	一やすらぎ		
土佐市	土佐市立高岡市民館	土佐市高岡町甲1055番地の2	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年5月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
宮川たかしと高知を元気にする会	宮川 享	宮川 享	高知市朝倉本町二丁目1-11	平26・4・1
中山百合後援会	前田 精爾	中山 優	長岡郡本山町本山416-1・416-2	平26・4・2
浜田豪太後援会	濱田 豪太	濱田 梢	香南市野市町みどり野二丁目5番地	平26・4・11
河邑一雄後援会	河邑 一雄	河邑 由紀	長岡郡本山町瓜生野618	平26・4・15
細川博史後援会	松下 勝幸	篠田 英和	土佐清水市下川口961-3-2	平26・4・28
長野弘昌後援会	長野 弘昌	長野 弘昌	安芸市庄之芝町4-7	平26・4・30
横山文人後援会	近澤 四郎	横山 賀奈	吾川郡いの町西町100番地	平26・4・30

高知県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年5月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県土地改良支部	異動なし	異動なし	高知市介良245	平26・4・1
異動後				南国市植野410-4	
異動前	日本共産党高知県委員会	異動なし	千頭 満	異動なし	平26・4・9
異動後					
異動前	民主党高知県総支部連合会	武内 則男	異動なし	異動なし	平26・4・9
異動後					
異動前	自由民主党高知県土地改良支部	異動なし	西内 靖	異動なし	平26・4・16
異動後					
異動前	自由民主党高知県林材支部	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目1-35	平25・4・17
異動後				高知市南川添10番21号	
異動	日本共	大西 正	大西 正	異動なし	平26・4・

前	産党幡多地区委員会	祐	祐		28
異動後		金子 協輔	金子 協輔		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県土地改良政治連盟	異動なし	異動なし	高知市介良245	平26・4・1
異動後				南国市植野410-4	
異動前	林健三後援会	佐々木 稔	下本 治男	異動なし	平26・4・1
異動後		田村 保則	林 伸一		
異動前	竹内ちか子後援会	竹崎 清彦	異動なし	異動なし	平26・4・4
異動後		竹村 美也子			
異動前	高知県土地改良政治連盟	異動なし	西内 靖	異動なし	平26・4・16
異動後			畠山 心徳		
異動前	中尾博憲後援会	異動なし	異動なし	高岡郡四万十町琴平町9-18	平26・4・17
異動後				高岡郡四万十町金上野497	

異動前	西内はるみ後援会	異動なし	異動なし	香南市夜須町坪井296番地	平26・4・28
異動後				香南市夜須町西山771番地1	

**高知県選挙管理委員会告示第33号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年5月23日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
国沢こうよう後援会	高知市春野町平和3393-23	川崎 知加	解散	平26・4・2
楠瀬守福後援会	土佐市本村1094	近添 幸有	解散	平26・4・11
山岡義正後援会	高岡郡四万十町本町3-18	藤田 俊宏	解散	平26・4・28

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年5月23日

高知県教育長 田村 壯児

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
一般校務用ノート型パソコン 1,625台
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間  
平成26年12月1日から平成31年11月30日まで

- (4) 借入物品の納入期限  
平成26年11月28日
  - (5) 借入物品の納入場所  
県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに高知県教育委員会事務局高等学校課
  - (6) 入札方法  
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
  - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、当該借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。
  - (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎2階  
高知県教育委員会事務局高等学校課  
電話番号088-821-4851
  - (2) 入札説明書の交付方法  
ア 手渡しによる交付の場合  
平成26年5月23日（金）から同年6月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。  
イ ダウンロードによる交付の場合  
平成26年5月23日午前9時から同年6月23日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局高等学校課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311701/>）で交付する。
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成26年7月3日（木）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年7月2日（水）午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎地下 会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
  - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した借入物品の機能等証明書及び当該借入物品を納入することができることを証明する書類を平成26年6月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす

る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年5月29日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を必ず申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be hired:  
General purpose notebook PCs 1,625 units

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 23 June 2014

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 3 July 2014

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Wednesday 2 July 2014

(5) Contact: High School Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-821-4851

(6) Others: As in the tender documentation